

広報よこすか等配布手数料交付要綱

(総則)

第1条 広報よこすか及び県のたより（以下「広報よこすか等」という。）の配布に係る配布手数料（以下「広報よこすか等配布手数料」という。）の交付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(配布)

第2条 広報よこすか等の配布を委託された町内会又は自治会（以下「配布者」という。）は、本市から広報よこすか等の送付を受けたときは、速やかに地域内各世帯に対し広報よこすか等を配布しなければならない。

(交付金額)

第3条 広報よこすかの配布に係る配布手数料は、配布部数1部につき11円とする。ただし、臨時に発行される広報よこすかの配布に係る配布手数料については、その都度市長が定める。

2 県のたよりの配布に係る配布手数料は、配布部数1部につき8円とする。

(実績報告等)

第4条 配布者は、毎年度を前期及び後期の2期に区分して、広報よこすか等の配布部数を前期分については9月11日まで、後期分については3月11日までに市長に報告書を提出するものとする。

(配布手数料の交付)

第5条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該配布者の請求に基づき、広報よこすか等配布手数料を当該配布者に交付するものとする。

(還付)

第6条 市長は、配布者が行う広報よこすか等の配布に不正又は誤りがあった場合は、既に交付した広報よこすか等配布手数料の一部又は全部を還付させることができる。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の「広報よこすか」配布手数料交付要綱第 3 条の規定は、平成23年 7 月 1 日以降に発行される「広報よこすか」に係る配布手数料の額について適用し、同日前に発行された「広報よこすか」に係る配布手数料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の広報よこすか等配布手数料交付要綱第 3 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に発行される県のたよりの配布に係る配布手数料の額について適用し、同日前に発行された県のたよりの配布に係る配布手数料の額については、なお従前の例による。